

令和8年生駒市農業委員会7回定例会会議録

会議主管課 農業委員会事務局

会議開催日時 令和8年7月10日(金)午後2時00分

会議開催場所 市役所 401・402会議室

出席者 会長 10番 中井 啓二

農業委員会委員

1番	山角	ひろ子	2番	奥野	通孝
3番	田中	良治	4番	稲葉	健三
5番	今井	正徳	6番	岩前	利典
7番	松尾	克巳	8番	岡田	啓秀
9番	有山	富士美			

農地利用最適化推進委員

辻	英雄	影林	則昭
池田	典夫	池谷	初英
前田	隆男	棚田	秀治
谷野	諭		

説明者	事務局	局長	松井	伸幸	
		係長	塚崎	智茂	書記

傍聴者 0名

議事次第

審議事項

1. 農地法第3条第1項の規定による許可承認について
2. 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について
3. 農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取について
4. 特定農地貸付けの承認申請について

報告事項

1. 農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について
2. 農地利用集積計画による使用貸借契約の解約通知について
3. 農地法施行規則第29条第1号による届出について
4. 農地の転用事実に関する照会について
5. 農地転用許可の報告について

その他

配布資料

- 本日の定例会議の「議案」及び位置図
- 農業通信
- お知らせ(引継ぎ)

○係長 出席者数による会議の成立を確認

傍聴人 0 名

生駒市農業委員会会議規則第7条の規定により中井啓二会長に議事進行を依頼

○議長 開会宣言

議事録署名について、議長である私(10番 中井会長)と1番 山角委員、2番 奥野委員にお願いしたい。

○議長 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の説明を事務局に依頼

○書記 〔議案読み上げ〕

農地法第3条第1項は、農地の所有権移転や、賃貸借・使用貸借などの権利設定を行う場合、農業委員会の許可が必要であることから、申請がされたものである。

No.1の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(1―1)で、高山竹林園の南約300mのところに位置する農地
申請理由について

譲受人は約2年前から近隣で農業を営む方の下で農業を学んでこられ、また、申請地の北側にある古民家を購入されたが、その際、荒れた申請地を何とかできないかと考え、所有者を調べ連絡したところ、遠方に住んでおり、管理できないので売りたいとのことで、自身も農業を学んでいることから今般買い受けることになった次第である。

農機具は草刈り機、軽トラ等必要なものは所有されており、今後必要に応じて購入していくとのことで、当該農地ではジャガイモ、タマネギを栽培される予定である。

また、譲受人はデイサービス事業及びレストランを運営しており、デイサービスの利用者に農業体験をしてもらうことも考えており、レストランでは収穫したジャガイモ、タマネギを使ってコロッケを作り提供することも考えているとのことである。

現地調査について

今月3日に会長をはじめとする農業委員5名と事務局で現地調査を行っている。

なお当日新規就農者面談を行っており、ひかりが丘にお住まいだが、先述のとおり申請地横の家を購入されたので、農地の管理は問題ないと思われる。

No.2, 3の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(2)で、緑ヶ丘中学校の南約130mのところにある西菜畑町地内の農地

申請理由について

使用借人は昨年3月に就農され、今般経営拡大のため申請された次第である。

農機具は耕運機、草刈機等、必要なものは所有されており、当該農地では野菜全般を植える予定である。

現地調査について

今月3日に会長をはじめとする農業委員4名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。

No.4, 5の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(2)で、No.2, 3の申請地の東約150mのところにある西菜畑町地内の農地

申請理由について

使用借人は、農福連携事業を行っており、申請地の向かい側でグループホームを運営しており、その近くで農地を探していたところ、当該地を貸してもらえることになったため、今般申請することになった次第である。

当該農地では野菜全般を栽培される予定である。

現地調査について

今月3日に会長をはじめとする農業委員4名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。

No.6～9の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(3-1)で、生駒北学校給食センターの東約200mのところにある高山町地内の農地

申請理由について

使用借人は、現在南田原町に住んでいるが、実家が高山町にあり、今般地元に戻ってくることになり、これを機に水稻栽培をしようと考えられ、今般申請することになった次第である。貸人と借人は友人同士という事で、使用貸借で借りられることとなった。

当該農地では水稻栽培をされる予定で、借人の実家は農地を持っているが現在は畑が中心なので、水稻栽培に必要な農機具は、貸人から借りるとのことである。

現地調査について

今月3日に会長をはじめとする農業委員5名と事務局で現地調査を行っている。

以上のことから、これらの申請については、農地法第3条2項の許可要件は満たしており、許可相当と考えられる。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 議案第1号(No.1及びNo.6～9)について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 No.1の譲受人はデイサービス等をされており、そこを利用されている方が農作業をされ、収穫するのを楽しみにされていると聞いている。収穫した野菜はデイサービス等で出されると聞いている。レストランもされているので、そこでも収穫した野菜を提供したいとのことだ。耕運機も今はお持ちではないが、今後購入予定である。No.6～9は先ほど事務局が説明したように、貸人と借人は同級生で借人が今般農業をしたいという事で、申請地を借りられる。借人は会社にお務めなので、最初のうちは土日しかできないとの事で、農機具は貸人から借りる予定である。

○議長 議案第1号(No.2～5)について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 今まで耕作されていた方が高齢になり減反したいということで、No.2、3を返却したいと言われた。所有者は農地として維持したいと思っていたところ、昨年新規就農された借人が借入を計画され、今般本農地を借りる事となった。No.4、5も農地を維持したいとの事で、借人のグループホームの前にあり、サツマイモ等を植えて活用したいとの事である。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認
[「なし」の声あり]

○議長 異議の確認
[「異議なし」の声あり]

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の承認を宣言

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」の説明を事務局に依頼

○書記 [議案読み上げ]

本申請は、所有権の移転や賃借権・使用借権の設定のある農地転用のうち、市街化調整区域の転用については奈良県知事の許可が必要なことから、申請がでてきたものであり、当委員会では、これらの申請を奈良県知事に進達するかどうかの判断をすることになる。

No.1～3の申請地について

別紙位置図の地図番号(4-1)

No.4、5の申請地について

別紙位置図の地図番号(4-2)で、壱分小学校の東約300mのところに位置する農地
申請理由について

譲受人は申請地の近くで開発行為を行っており、資材置場が必要なことと、その後も生駒方面での事業展開に資材置場が必要なことから今般申請された次第である。

申請にあたって雨水は自然浸透で、地元農家組合の同意がされていることから、周辺農地への影響等についても問題はない。

次に立地基準による判断については、生駒市内の農地は、全て農用地区域外の農地であり、また、住宅、事業用施設、公共施設または公益施設が連たんしている地域に近接する区域で、おおむね10ha未満の区域内であることから、第2種農地に該当する。

現地調査について

今月3日に会長をはじめとする農業委員4名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。

以上のことから、本案件については奈良県知事に進達することが相当であると考えられる。なお、転用面積が300㎡以上であることから、奈良県知事に進達する前に、奈良県農業会議への意見照会を経る必要がある。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 議案第2号について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 かなり大規模な資材置場だが、近隣の同意も得ている事から、特に問題等はないかと思う。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認
[「なし」の声あり]

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」の承認を宣言

奈良県知事へ進達を依頼する。なお転用面積が300㎡以上であるため進達前に奈良県農業会議へ意見照会を行う。

議案第3号「農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取について」の説明を事務局に依頼

○書記 〔議案読み上げ〕

この計画書にある、公益財団法人 なら担い手・農地サポートセンターとは、橿原市にあり、奈良県内の農地を集約・集積、つまり農地を借り受け、担い手に貸し付けを行う事業の農地中間管理事業を専門的に推進する団体である。

なら担い手・農地サポートセンターの貸し借りの制度については、市街化調整区域の農地を持つ市町村でも利用できるようになり、生駒市においても、市街化調整区域の範囲内の農地であれば利用できるようになっている。

この計画は、農地所有者がなら担い手・農地サポートセンターに貸し付け、なら担い手・農地サポートセンターが借り受け人に農地を貸与するという一連の手續きとなっている。

No.1～4の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(5)で、近鉄生駒線萩の台駅の西約900mのところに位置する農地申請理由について

使用借人は、当該農地を借りていたが、今年の3月で契約が切れてしまっていたため、今般改めて契約され、当該農地ではジャガイモ等を栽培される予定である。

要件について

耕作に必要な農機具は既に所有されている。

現地調査について

今月3日に会長をはじめとする農業委員4名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。

No.5の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(1-1)で、高山竹林園の南約450mのところに位置する農地申請理由について

使用借人は、主に申請地北側でハウスを建ててイチゴを栽培されているが、今般、隣接する申請地を借りれることになったことで申請された次第である。

要件について

耕作に必要な農機具は既に所有されている。

現地調査について

今月3日に会長をはじめとする農業委員5名と事務局で現地調査を行っている。

No.6～8の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(1-2)で、高山竹林園の南東約350mのところに位置する農地申請理由について

使用借人は、大阪を中心に福祉事業を展開されており、農福連携事業の一環で今回農地を借りられるとのことである。農福連携事業を展開するにあたり、2025年6月から福岡県の会社で研修を受けられ、現在もコンサルティング契約を継続され、指導を受けられており、また、近隣の農家のところでも経験を積み、現在に至っている。

現地調査について

今月3日に会長をはじめとする農業委員5名と事務局で現地調査を行っている。なお当日に新規就農者面談を行っており、今後の事業展開、農業従事日数等を確認した。

以上のことから、議案第3号「農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取について」については、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に規定する要件に該当しているため、特に問題ないとする。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 議案第3号(No.1～4)について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 事務局の説明通り、以前から借りられており継続と言う事なので、特に問題はないかと思う。

○議長 議案第3号(No.5～8)について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 No.5は横で既に借人がイチゴハウスを建ててイチゴを生産されているので、問題はないかと思う。

○議長 No.6～8は現場的には山の中で、農福連携で行ったらいい雰囲気のところだと思う。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

議案第3号「農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取について」の承認をすることとし、生駒市長に対しては「問題なし」と回答

議案第4号「特定農地貸付けの承認申請について」の説明を事務局に依頼

○書記 〔議案読み上げ〕

この案件については、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」第3条第1項の規定に基づき申請されたものである。生駒市では遊休農地対策の一環として、この法律に基づく特定農地の貸付を行っており、この手続きを行う場合、農業委員会の承認を求めることになっているため、本申請が提出されたものである。なお、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」に基づく申請を行った場合、「農地法」上の手続きは不要となる。

No.1の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(2)で、緑ヶ丘中学校の南約200mのところにある西菜畑町地内の農地

申請理由について

貸人は市内在住だが、高齢のため、維持管理が困難なことから、今般所有する農地を特定農地として貸し出すことになった次第である。

現地調査について

今月3日に会長をはじめとする農業委員4名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で
現地調査を行っており、特に問題はなかった。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 議案第4号について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 道に面したい場所にある農地なので、すぐに借りられる方が出てくると思う。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

議案第4号「特定農地貸付けの承認申請について」の承認を宣言

報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について」

報告第2号「農地利用集積計画による使用貸借契約の解約通知について」

報告第3号「農地法施行規則第29条第1号による届出について」

報告第4号「農地の転用事実に関する照会について」

報告第5号「農地転用許可の報告について」

を、事務局に一括して説明を依頼

報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について」

○書記〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、農地法第5条第1項第6号に基づき、市街化区域内農地の転用について、提出されたもので、権利の設定、移転を伴う農地転用である。

No.1、2については地図番号(1-3)で、高山竹林園の東約270mのところに位置する高山町地内の農地で、青空駐車場を目的として農地転用の届出がされたものである。

No.3については地図番号(6)で、第2阪奈道路壱分ICの東約150mのところに位置する壱分町地内の農地で、青空駐車場を目的として農地転用の届出がされたものである。

報告第2号「農地利用集積計画による使用貸借契約の解約通知について」

○書記〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、過去に交わされていた農地の使用貸借契約が、双方合意の上、解約されたという通知を受け、受理したことを報告しているものである。本農地は先ほどの議案第3号でご審議いただいた農地である。

報告第3号「農地法施行規則第29条第1号による届出について」

○書記〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、農地法第4条第1項第7号及び農地法施行規則第29条第1号の規定により、農業者が、自己の耕作の事業のための農業用施設を目的とする200㎡未満の農地転用の場合、許可は不要であるが、農業委員会に対して届出を出すように指導をしているため、本届出がでてきたものである。

No.1、2については地図番号(3-2)で、生駒北学校給食センターの北東約550mのところに位置する高山町地内の農地で、No.1は農業用駐車場、No.2は農業用道路を目的として農地転用の届出がされたものである。

報告第4号「農地の転用事実に関する照会について」

○書記〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、現況、農地性が無いものを他の地目に変更するため、法務局に地目変更申請がなされた場合、法務局から農業委員会に照会があった事案である。

No.1～3については数十年前から耕作されておらず山林化した土地で、今般地目変更の申請がされたものである。

報告第5号「農地転用許可の報告について」

○書記〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告については、市街化調整区域の転用申請があり、奈良県知事による転用の許可が下りたことの報告をしている。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

○委員 報告第1号のNo.1～2の借人の国籍を教えてください。

○書記 農地法第3条であれば、国籍を書く欄があるのだが、農地法第5条の届出にはそれがない。住民票を添付してもらっているが、その国籍の欄は省略になっており、わからない。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 「農地集積集約に係る情報交換」について事務局に依頼

○係長 この1ヶ月で農地を借りたいというお話を4件ほど聞いている。大半がファーマーズスクールの関係者なのだが、もし貸してもいいという農地の情報があれば事務局まで連絡してほしい。1件目はファーマーズスクールの受講生で、希望は高山の大北付近で古民家付き農地または農地で2反以上あるところを探している。野菜全般を多品目栽培される予定である。今はファーマーズスクールの講師の農園でお手伝いをされ実務経験を積まれている。2件目は同じく高山で農業を希望されており、露地野菜の栽培を考えておられ来年4月頃から本格始動できればと思われる。希望は3反以上でこの方も令和7年度の後期からファーマーズスクールを受講され、新規就農を希望されている。今はファーマーズスクールの講師の農園で農業経験を積まれている。3件目は北田原・南田原・高山でイチゴハウス用の農地を探している方がいる。将来的には3反から4反に拡大したいが、まずは1反から1反半くらいから始めたいと聞いている。生駒のいちご園で正社員として1年ほど勤務されており、大和郡山の方でも並行して探しているとの事で

ある。4件目は萩原町付近か、なければ高山で広く全般で探しておられ、まとまった農地で3反から5反の露地野菜用の農地を探されている。この方もファーマーズスクールの卒業生で現在は京都府内の農業スクールに在籍されており、来年4月からの就農を目指されている。まとまった農地の情報など貸してもいいよと言う話があれば就農に繋げていきたいと思っている。

- 議長 今回は口頭での要請だが、何か理由があるのか。広報の仕方だが、委員会だけか。ホームページ等は利用しないのか。
- 係長 まだ正式な依頼ではなく、相談でこのような状況であるという事で、どの程度まで情報を提供しようかと思い、今回は紙の資料としては出さなかった。また内容を確認し、次回以降の定例会で提供することも考えている。
- 議長 ホームページ等を使う方法もあるのかも調べていただけたらと思う。
- 委員 聞いているだけだと頭に残らないので、できれば紙としていただきたい。
- 係長 次回の定例会で内容を纏めて配布させてもらう。
- 議長 そういう案件は中間管理機構には振っていないのか。中間管理機構の持っている農地は調べていないのか。
- 係長 もちろん中間管理機構にも問い合わせはしてもらっている。
- 委員 インターネットですっと載せておいて、借り手が付いたら削除していく等、そんな感じのシステムを入れることは考えていないのか。
- 書記 今のところはやっていないが、このような意見があったので今後はみなさんがインターネットを通じて見れるようにすることも考えていかなくてはいけない。
- 委員 農業委員会と言うよりも農林課の方が適切なのかもしれない。また相談しながら可能であればやっていただき、貸したい方がいたら見て判断するのもいいと思う。
- 議長 農地パトロールの報告を各委員に依頼
- 議長 「その他」について事務局に依頼
- 係長 農業通信について説明
- 議長 引き継ぎ書について説明
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
- 委員 今日の定例会の中でも何回も新規就農と言う言葉が出ていたが、新規就農になる方の面談を農業委員会で行っている。新規就農されて、その後の話を定例会で聞くことはあまりないし、その方がどのような経営をしているとか、どのようにされているか等フォロー体制があるのか、できれば1年に1回くらいはその後の状況を報告したりして欲しい。許可したのだから、その後がどうなったのかを知りたいのだが、いかがでしょう。
- 書記 農業通信でも新規就農者について載せようかと言う話もある。今のところは特に報告等はないが、窓口に来られた方には話を聞いたりしている。事務局としても把握していた方がいいと思うので、検討していきたいと思う。
- 議長 年齢的に若い方は国か県の方から就農支援金のような補助金があったと思う。あれは報告をしたり、3年後に目標値の変更などの時に色んなデータを出しているのではないのか。それは事務局には来ないのか。

○係長 担当は農林課になるので、事務局として把握していなかった。今回の話を聞いて、就農がうまくいっているのか等報告できればと思う。先ほども申したように次の農業通信の方に新規就農者の方を紹介しながら、新規就農者に農地を繋いでいくことも踏まえてシリーズ化していけたらと思っている。

○議長 次回の日程についての説明を事務局に依頼

○係長 次回の日程について

定例会 令和8年8月7日(金)午後2時 市役所 401・402会議室

現地調査 令和8年8月4日(火)

8月3日(月)までに同行いただく委員に連絡する。

○議長 閉会宣言

午後3時10分閉会

農業委員会等に関する第27条の規定により、令和8年生駒市農業委員会第7回定例会の議事録を作成し、ここに署名する。

会 長 10番

農業委員 1番

農業委員 2番
